

極東露領に於ける黄色人種問題

Y
1

国立保健医療科学院蔵書



10012137

Y
1

翻譯文 調查資料 第八號

極東露領に於ける黃色人種問題

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調查課

Y
I

7503

昭和27年2月27日
川上理一氏
寄贈
公益書生院

序

極東露領は日本、支那、朝鮮等の黄色人種領域と其境を交へ相互の政治經濟上の利害關係頗る錯綜するものあり、此地に居住し各種産業に従事する隣邦黄色民族の數も年を追ふて増加するを以て遂に極東露領に於ける黄色人種問題なる獨り露國に取りてのみならず各關係國家に取りて重要な問題を醸成するに至つた。而して帝政時代の露西亞は其亞細亞の領域に於ても依然として白人優越の根本觀念に基く人種的偏見を捨てず、此處に住する露人の利害が移住民族のそれと一致せざるものあるを見るや直ちに黄色人種の排斥、壓迫の政策を採り、大露西亞民族中心の帝國主義的色彩を特に極東に於て鮮明にした。ウンテルベルグル、ゴンドツチ等歴代の極東三州總督の政策は此點に於て全然一致してゐたのである。

現在の勞農露西亞は之を帝政露西亞と同視する事を得ず、其對亞細亞民族政策は民族融合を終局の目的とする民族平等、民族自決の原則に據る事を宣言し又露國に於ける外國移民の權利も其憲法に於て露國民同様に認め居れる如きも、實狀は必らずしも表面の主義政策と一致せず、其對支對日關

係に於て露はせる帝國主義的機鋒の如きは世人に意外の感を抱かしむるものあり、且勞農露國が將來採らんとする極東露領の植民及産業開發政策は結局に於て此處に浸入し來る黃人と露人と之間に必らず再び激烈なる利害の衝突、葛藤を惹起すべく其曉に於て果して勞農露國が民族平等の主義に忠實に残り得るか、ソウエート官憲が過渡時代なる遁辭の下に帝政時代の露國官僚の政策に復歸する事は果してあり得ないか、蓋し何人も疑を抱かざるを得ないであらう。極東露領に於ける黃色人種問題の前途は逆睹する事を許さざるものがある。

露領亞細亞は亞細亞に於ける白人領域である。故に此地に於ける黃色人種問題は自ら兩米、濠洲等に於ける人種問題、移民問題とは異なる意義内容を有する。亞細亞民族は之に對して其郷土に於ける自民族排斥問題として深甚なる注意を拂ふべきである。殊に我等日本人に取りては我國の非資源國たる立場より勸察加の漁業、沿海州の森林、薩哈噠の石油等は特に重視すべき關係にあり、又各種生業に従事する露領在住邦人も多數あるを以て本問題の成行を輕視する事は許されぬと思ふ。

本書原著は前記ゴンダンチが沿黒龍總督時代に計畫し主宰せる沿黒龍地方調査事業勅命黒龍踏査隊の報告書の一であつて極東露領に於ける黃色民族の状態及之に對する露國の態度を知る上に於て好個の參考書である。と信ずる。すなはち命じて之を譯出せしめ大方の清覽に供する次第である。

大正十三年十一月

調査課長 佐田弘治郎

原著序文

千九百九年十月二十七日皇帝陛下の御裁可を得たる内閣閣議の決定に依り勅命黒龍踏査隊に黒龍鐵道沿線地帯の調査及植民方法研究の任が囑せらるゝ事となつた。其任務に副ふために踏査隊の人員の中に地質學、土壤學、植物學、農學、牧畜學、林學、土木、水理統計、經濟等の各専門家並に極東に於ける植民事業關係の各部局の巡遣員が加へらるゝ事となつた。

一九一〇年の踏査隊の陸上踏査地域は同年一月二十日及三月二日の極東植民委員會の決定第五號に依り黒龍鐵道始發區の一驛クエンガ驛よりブレイヤ河に至る區間と限られた。その中地質調査班はハバロフスク市までの踏査を行ふ事とし、地方經濟調査班は其調査報告の完全と正確を歸する爲めに黒龍州及後貝加爾州東部地方の全圖に亘つて調査を行つたのである。而して各部局よりの派遣員の調査は其性質上之をある一定の地域に限定せず、各調査の事項別に分掌したのである。

本踏査事業の當初より沿黒龍地方に於ける經濟的及文化的發達の幫助策の如き又外民侵入運動並に本地方が外國產業及支那帝國の接壤地に於ける產業の經濟的勢力下に置かるゝ事に對する對抗策の如き斯る一般的植民政策及方法は極東の他の諸州と沒交渉に黒龍鐵道勢力圏のみの關係に於て研究調査し能はざるものなる事は踏査隊の疑を抱かざる所であつた。

故に極東地方に於ける植民方策の立案に際して此地方のみを孤立的に取扱ふ事は問題の單なる理論的解決に止まり實情に適せざるものとなるであらう。

露領極東地方の農業狀態、農産物の需給關係、哥薩克兵村及農民の土地制度、移民事業の組織、勞力の

供給可能數量商工業の現況、工業及農業生産品賣捌市場、目下工事中の鐵道の中繼的意義並びに地方統治制度の如何等に關する一般的知識なくしては、黑龍鐵道勢力圏の植民開拓の將來如何といふか如き問題に適確なる判断を下すことの出来ない事は明かであつて、調査は單に本地域に於ける富源の列舉に止まり、其最有效なる利用法を示すが如き事は能はざるに至るであらう。

上述の事情に基き茲に前記各部局の派遣員に踏査隊總裁を議長とする合同協議會に於て編成せる特別の綱領によつて後貝加爾州、黑龍州、沿海州の全域に亘る之等移民事業の各部間に關する研究が委ねらるゝ事になつたのである。

斯くて此等派遣員の實地踏査の觀測は各地の政府機關並びに公共團體に於て蒐集せられたる資料を以て補充し、此他更に多數の問題は踏査隊總裁の召集せる合同協議會に於て地方の有識者等地方官吏、實業家等と共に審議せられたのである。

之等踏査隊自身の研究並びに地方有志者との合同調査の結果として、踏査隊實地調査報告の外に更に極東の地理、經濟、政治方面の各部門に亘つて本踏査隊に直接關係した各箇人の作に係る多數の單行の研究が現はるゝに至つた。

踏査隊によつて出版せらるゝ諸作の主なるものを列舉すれば次の如くである。

- 一、黑龍州後貝加爾東部地方經濟調査資料
- 二、直接鐵道に接せる地域以外の黑龍鐵道沿線地域の農業狀態及移民收容力
- 三、沿海州の移民收容力に關する豫想と實際
- 四、植民上より見たる黑龍州及沿海州農業の價值

五、黑龍州に於ける農業土木學上の諸問題

六、黑龍州に於ける牧畜

七、沿海州ニコラエフスク地方の移民事業及漁業と其植民上の缺陷

八、沿海州ニコラエフスク地方の移民事業及漁業と其植民上の缺陷

九、沿海州地方に於けるゼムストゾオ經濟と行政上及社會上の設備及組織

一〇、沿海州地方に於ける日鮮支人の現狀と其意義及滿洲に於ける支那の植民事業

一一、極東に於ける交通機關(鐵道、水路、港灣、陸路、馬車道、郵電)と其經濟的意義及發展策

一二、後貝加爾東部地方、黑龍州、沿海州、樺太及ヤクートスカヤ州南部四十露里地圖

(今日まで行はれたる諸地圖並びに測地上の諸資料を全部參照し、之に最近實測、天測の諸資料を加へ本踏査實測の結果をも加へて完成せるもの)

此他本踏査隊諸員の述作として擧ぐべきものは

- 一、地方農民の土地利用に就て
- 二、宗教、教育、衛生の事業に就て
- 三、黑龍州に於ける産金地の經濟的意義並びに其狀態
- 四、黑龍鐵道とレナ流域とを結ぶ北貝加爾鐵道問題
- 五、後貝加爾州及黑龍州に於ける鐵道沿線部落に就いて
- 六、帝室ネルチンスク管區經營の事業に就て
- 七、毛皮産業に就て

等である。

原著店文

四

踏査隊總裁

エン、ゴンドアツチ

踏査隊事務總長

ヴェ、ロヤノフ

極東露領に於ける黄色人種問題

目次

緒言

第一編 支那人

第一章 沿黒龍地方支那人移住沿革

第二章 支那人移住の原因

第三章 支那人の移住方法

第四章 支那人に關する統計

第五章 支那人居住に關する立法

第六章 支那人の生業

第一節 支那人の商工業

第二節 支那人の農民階級

第三節 支那人の沿岸航海

第四節 支那人の奴婢

第五節 支那人勞働者―苦力

目次

一

五

五

八

九

二二

二四

二九

二九

四二

四二

四七

四八

第六節 露國人と支那人との勞働能力の比較……………五〇

第七節 民間事業に於ける支那人勞働者……………五五

第八節 砂金場の支那人……………五六

第九節 官業勞働に従事する支那人……………六六

第十節 黒龍鐵道敷設と勞働問題……………六八

第十一節 一九一〇年六月二十一日の法律……………七四

第十二節 極東露領への露人勞働者の吸收策……………七六

第十三節 黄色人種の極東露領移住と露國人の西歐及亞米利加移住……………七八

第十四節 浮浪支那人及馬賊……………八五

第七章 支那人の人種的特性……………八九

第八章 支那人の「會」……………九〇

第九章 對支那人行政……………九六

第十章 支那人の郵便、居宅、劇場、煙館……………一〇〇

第十一章 支那人町設定の必要……………一〇五

第二編 朝鮮人……………一〇九

第一章 沿黒龍地方朝鮮人移住沿革……………一〇九

第二章 沿黒龍地方の朝鮮人に關する統計……………一一八

第三章 朝鮮人の生活狀態……………一二三

第四章 砂金場の朝鮮人……………一二四

第五章 朝鮮人の農業……………一三一

第六章 朝鮮人の同化……………一四九

第七章 ブラゴスロウエンノエ村の狀況……………一五一

第八章 ポセツト區に於ける朝鮮人村……………一五七

第九章 浦鹽に於ける朝鮮人……………一五九

第十章 朝鮮人の教育事業……………一六二

第十一章 朝鮮人間の布教使……………一六四

第十二章 朝鮮人に露國々籍を與へる事に就て……………一六七

第十三章 朝鮮人と兵役……………一六九

第十四章 朝鮮人間に於ける日本人の活動……………一七一

第三編 日本人……………一七五

第一章 沿黒龍地方日本人移住沿革……………一七五

第二章 日本移民の性質……………一七七

第三章 日本居留民會……………一七九

第四章 日本人の施設……………一八六

第五章 日本人醫師……………一九一

第六章 日本人の漁業……………一九三

第四編 結 言……………一九九

第一章 極東露領在留外國人の事實上の治外法權……………一九九

第二章 黃禍と其對策……………二〇〇

 第一節 黃色人種の犯罪……………二〇二

 第二節 支那人及び朝鮮人の旅券手数料……………二〇六

 第三節 極東露領在留外國人に關する法律規程の改正案……………二〇七

 第四節 沿黒龍總督附外務官……………二一一

 第五節 プラゴウエシチエンスク及びノウオキエフスク駐在國境事務官……………二一四

 第六節 琿春及び愛琿に露國領事館開設の希望……………二一五

第三章 對外國人行政機關の改革……………二一八

第四章 東洋研究施設の改革……………二一九

極東露領に於ける黃色人種問題

庶務部調査課譯

緒言

「歴史は繰返す」といふ言葉は極東露領の黃人問題の發展に眞實例を見出した沿黒龍地方の歴史と亞米利加英領植民地和蘭葡萄牙其他の歴史とを比較して見る時露國も亦た叙上諸國が經たと同様の問題即ち黃人流入の防止に關する立法問題に當面しつつあることが分る。

黃人諸國との接壤と敗戦の結果とは此防止策の全面に亘つて慎重の考慮を要求する況して之より生ずる國際關係上の紛議は極東露領の住民生活に多大の影響を及すを以て此問題は益々重大の性質を帯びるのである。

一九〇九年末の對日或は對支戰爭說或は極東露領の分割說が何れも恐慌を招いたことは偶々以て該地方住民が極東の政情に敏感で且つ又該地方に於ける露西亞國權の確立兵力の増大商工の發展に對する政府の措置に信頼することの如何に少きかを示す明證である若し極東露領の現狀を研究して之を隣國の情勢即ち支那の革政露國の侵略に對抗する支那政府の植民政策通航敷路の諸施設滿洲に於ける既設諸鐵道の中立及買收企圖日本の軍備擴張朝鮮併合南滿に於ける日本の事業最少抵抗の方面として極東露領内へ毎年無制限に流入する黃色人種の増加等と對照する時は地方住民の見解の必ずしも不當でないことが分る地方住民は支那人の流入には殊に神經を惱まし之を以

て黄禍の先驅、該地方の商工業征服者、一朝支那と事を構ふる時、露國の背面に支那軍隊の先鋒の役を勤める者と見做し、或は新聞に於て、或は地方視察の高官に對する公開狀に於て、或は議會を経て、日露戦役後の極東の黄色人種問題の速かな解決を要求した結果、地方官憲も稍醒める所あり、黄色人種問題調査會を組織して、問題の調査に従事したが、此調査會は支那人及朝鮮人の特別旅券手数料の規定以外何等の實績を挙げ得なかつた。

然るに最近の事件は銳意豫定計畫の實行を余儀なくした、即ち極東移住の増進策は成り、黒龍鐵道敷設は決定せられ、自由港は廢せられ、眞の國境劃定に著手せられ、國防整理のため日露協約は締結せられ、黒龍踏査隊は組織せられた、又黄人勞働防止の第一歩は進められ、沿黒龍總督の黄人流入防止案こそ議會を通過しなつたが、一九一〇年六月二十一日附で、愈々官營事業に外人雇傭禁止の法律が發せられ、議會の希望によつて一般移民法案の作成に著手せられた。

黒龍踏査隊は、黒龍鐵道沿線地方の研究以外、黄色人種問題に觸れざるを得なかつた、其結果、(一)沿黒龍地方に於ける黄色人種の現狀を明かにし、(二)疾患的問題の解決案を興へ、(三)接境地方に於ける支那政府の施設を可成的に知ることを以て必要事なりとした、此任務の遂行は外務省の代表者たる著者に委任せられた爲め、著者は極東露領及北滿に屢々實地調査を行ふ所があつた。

著者は沿黒龍地方の黄色人種の現狀を研究しながら、その大中心地に居住した、又黒龍州の金坑を訪ねて、支那人の勞働狀態を視察した、秋の漁期にニコラエフスク地方へ行つて日本人の漁業の盛大な有様を見た、ブラゴスコウエンノエ村及ボセツト地方の朝鮮人の生活狀態を研究した。

北滿への支那人移住については、之に關する支那側の文書と著者の實地視察との比較研究を主眼

とした、因つて北京の露國公使館を訪ね、その援助の下に支那の植民事業調査に就て支那政府の許可を得て、或は齊々哈爾よりブラゴウエシチエンスクに出で、或は松花江をその黒龍江との合流點より哈爾濱に溯り、更にその支流呼蘭河より琿春其附近の地に入り、或は額爾鄂努河沿岸の支那卡倫を見、以て北滿を縦横視察した。

以下記述する所は、地方官公衙の文書或は官私人に對して爲した質問によりて得た知識を以つて補つた余の實地視察記を、踏査隊の規定にかゝる問題の順序に並べたものである、一言以て序に代へ

著者識

第一編 支那人

第一章 沿黑龍地方支那人移住沿革

極東露領に居住する支那人の數は他の黄色人種の數を超越すること遙かに大である。これ沿黑龍總督管轄區域一部が曾て支那の領土であつたのと、露支兩國の接壤關係が兩國人の來往を容易ならしめるのに由る。露領在住支那人の數は勞働力の需要、或は極東政局の變動に従つて常に移動する。一八五八年及び一八六〇年の愛琿及び北京條約に據り、沿黑龍地方が公式に露國の領有に歸した時、この時まで此地方の所屬は條約上極まつてゐない。露人の來住を見たのは十七世紀の始め頃である。黑龍州には約一萬五百の支那農民居住し、ゼエヤ河よりホルモルジン村に至る一帶の地に四十四の村落を作つてゐた。又沿海州には、烏蘇里江の流域に約九百の土着民がゐた。尙此外、州内には獵師、漁夫、人蔘及砂金の採集者である所の支那人がゐたが、之等は前記土着民を合するもその總數二千乃至三千人を超へなかつた。

露國政府は第一次愛琿條約及び第一次北京條約の條項に従つて、叙上の支那國民に對してはその現住地の儘にて保護を加ふるの義務を負ふた。

精吉里滿州部族は一九〇〇年まで露領内に居留したが、時恰も義和團の變亂に際し其一部分は叛徒に加擔し、又一部は自發的に左岸の地を立退いた。後其部落の區域は、黑龍州哥薩克領となり、ニコラエフヌコエ村の名を附せられた。

沿海州には現今オリガ區に約十箇所の支那人會屯がある、個々の支那人屋舎に至つては全州に散

在して居る。

烏蘇里河諸流域、即ち虎爾「伊滿」諸河沿岸の諸邑の支那人は、或は露國移民に驅逐せられ、或は違法なる結社組織、露國臣民たる土民に對する奴隷扱、買税の徴收、其他の犯罪的行の爲め行政處分により立退きを命ぜられて、次第に其影を沒した。

新領土への露國民の移住運動は極めて遅々たるもので、一八六九年後貝加爾州から移住した哥薩克階級は男女合して約一萬八千五百人、黑龍江八十二頁參照、露西亞から來住した農民は一八七五年迄には未だ三千五百人を超なかつた。斯く住民の稀薄なのは政府の新領土確保策の上に影響する所甚だ大であつた。

該地方に於ける道路の開通は云ふも更なり、兵營、官衙、公所の建設は悉く勞力の不足のため停滞した。官吏は住宅、僕婢を必要としたが、それらを求め得ることが出来なかつた。當初兵卒をして之等の事に當らしめたが、それは延いて彼等を軍役から遠ざける結果となるので、愈々勞力を支那に索めることに一決した。一八七〇年代の中葉、直隸省及び山東省から百五十人の支那苦力を招致した。繼いて浦潮斯德の要塞、港灣の建設、烏蘇里鐵道布設工事、或は東清鐵道、旅順、大連の建設等、工事の増加するに伴ふて、支那人勞働者は莫大な數に達した。而して此官憲の支那人勞働者招致は民間企業家に衝動を與へ、彼等をして先を争うて支那人勞働者を雇用せしめるの勢を醸し、今や極東露領に於ては支那人の勞力を利用せぬ事業は一つもない有様である。支那人勞働者の移住は千八百八十年代の後半期から始まり、砂金場では事業主の最も歡迎する所となつた。時恰も黑龍州採金業の危機で、舊來の砂金場の採取は遅々たるに加ふるに、砂金場開業の投資も亦振はない。故に含金量少なき砂金場に於て根氣

よく働く黄色人種の安價な勞力は、廣く各地に利用せられた。支那人の砂金泥棒が出沒したのも此頃の事で、彼等は徒黨を組んで密林地方に入込み、露國の民間企業者の屆濟區域に砂金を掠取した。地方住民の話によれば、斯かる支那人は密林地方に無數に蠢動し、若干の金を採取すればそれを生國に携へ歸つて身を養ひ、資盡くれば再び露領に歸つて來る。此種の支那人の露支往返は毎年春秋の二期に行はれる。

三年以上此地方に居住するものは稀で、その職業の何たるを問はず、僅に二三百留を貯ふれば郷里へ歸らうとし、踏止まる者は露人と結婚した少數の者位に過ぎない。彼等は希臘正教に改宗するけれども、戰爭若しくは何か政治的紛争が起つた時に、家族を打棄て、生國に歸ることは疑を入れぬ。

第二章 支那人移住の原因

抑も支那人が生國に對する懸著心の強烈なるに拘らず、多年之を他所にして未知の國に行き、地方住民或は地方下級官憲の亂暴な待遇の下に、幾多の艱難辛苦に身を曝すのは何う云ふ譯か、思ふにそれは經濟的、生活的、投機的、商賣的、或は政治的原因に基づくものなることは明かである。以下少しく詳細に亘つて之等諸原因を検討しようと思ふ。

極東露領に居住する支那人は概ね山東省の産である。山東省は北支那の人口最稠密の地の一である。面積六萬五千八百八十四平方哩の區域に三千九百萬以上の人口を有する。山地は耕耘に適しないから戸口甚だ稀薄であるが、平野地方は人口過剰である（一平方哩に就き千人乃至千三百人、省内西部山嶺に沿ひ人口最も密である。濟南府の東部及黃河北岸一帶亦然り、人口餘り密なので、穀類豐作の年でも省民を養ふに足らぬのに、旱魃、霖雨、降雹、蝗害、或は黃河の汎濫の頻々たる爲め、住民は恐ろしく飢窮に陥つて居る。殊に下層民の生活は甚だ貧窮で、農夫一人當りの耕地甚だ少く、その收穫は辛うして自家用を充し得るに過ぎない。勞働者の賃銀は露貨に換算して一日十五乃至二十五哥、年額約四十二留である。而も高率な税金を支拂はねばならぬ故に、男子の過剰は嫌應なしに或は亞米利加に、或は亞細亞に於ける英領植民地に、或は葡領植民地に出稼ぎせねばならなくなつた。彼等が極東露領に出稼ぎし始めたのは千八百七十年代頃からである。因に露國では最近十年間に於ける一日の平均賃金五十五哥を下らず、年額にして百五十二留を下らない。

第三章 支那人の移住方法

芝罘は山東苦力の沿黒龍地方への輸出口である。苦力請負人たる支那人は此處に居住して居る。苦力は貧窮なので之等請負人の援助を得なければ海外に出ることが出来ない。通常露國に出稼する支那苦力は、請負人に一時費用を立替へて貰ふて沿黒龍地方に送達方を依頼する。請負人は芝罘の旅宿主人と關係を保ち、苦力一人に付き約四十哥の手数料をこる。値段を取りきめた上で、苦力の一團は請負人と共に芝罘に向ひ、請負人と關係のある旅宿に止宿する。苦力の海外發送を常業とする旅宿主は對露苦力輸出のために請負人に資金を融通する。但し請負人は支那苦力發送の一切經費は勞働季節の終りに利子を附して返濟する義務がある。旅宿主は斯くして苦力を募集したる上は、海關道臺に苦力一人に付き約一留二十哥を支拂ひ旅券の下附を受ける。旅券は露國領事館で査照を受けるのであるが、その料金は一枚二留二十五哥を要する。次に波露汽船切符を求め、是れが一名に付き墨西哥銀約十三弗である。尙旅宿主は汽船が浦潮に出帆する間際まで苦力を給養する。以上の經費一切は苦力の所持する價帖に一々記入される。金額は大抵實費の二倍も三倍も記されるのが常である。勘定は秋の末に行はれるのが普通で、苦力が負債を踏例するようなことは滅多にない。要するに旅宿主の債權は保證せられて居る。債務者の不正は請負人が負擔するからである。

此取引の旅宿のために有利なことは云ふまでもないことで、彼等は年額四五千留を儲ける。芝罘には此種の旅宿が十軒程ある。

苦力募集の方法は以上の外、山東省に在住する支露兩國の請負人により便宜雇備されることもあ

る。請負人は山東省の芝罘其他都邑に向け出張員及び代理店を置き、普通安價に所要勞働人員を備入れるのであつて、苦力には若干の手附金を渡し、自辨にて之を浦潮斯德に供給するのである。之等の苦力は三、四月の交芝罘を出立して、十一月、十二月の交浦潮斯德から平均百五十乃至三百留の儲けを懐にして歸るを常とする。苦力の年齢は十八歳位から三十歳位までである。老人は極めて少ない。近年女子の出稼をなすもの漸く多い。是れ疑ひもなく露領内に家を構へんとする傾向を示すものである。多數の少年は露國人の家庭に下僕(ボオイ)として住み込む爲に渡來する。汽船の出發に當り苦力は全部醫師の診断を受ける。醫師は診察料として苦力一名に付き十二乃至十五仙を徴收する。苦力の輸送は必要の都度芝罘に寄航する外國船で行はれる。現今ではハンブルヒ―アメリカ汽船會社の代理店、獨商館アーツ會社支店及び支那の商船會社の三者が苦力輸送を取扱つて居る。

現今、支那人間には苦力輸送を獨占せんとする傾向がある。彼等は二箇の新汽船會社を組織しつゝある。その一は支那商船と云ひ、二千二百噸及び二千噸の二隻の汽船を以つて芝罘―上海―寧波線、芝罘―浦潮線及び芝罘―安東縣線航路を經營する筈、又その二は芝罘浦潮斯德汽船會社と稱し、一隻の汽船を以つて専ら芝罘浦潮線の航路を經營する筈で、本店を芝罘に支店を浦潮に置くらしい。

露國汽船が苦力を輸送することは稀で、それも出稼の盛期位に過ぎない。

日露戰役後は、支那人勞働者は浦潮以外に大連、安東縣營口方面にも輸送される。此輸送は日支兩國汽船會社の掌握する所で、今や苦力は沿黑龍地方のみならず、滿洲へも差向けられる。苦力の移動盛なるを以て船主の激甚なる競争を生じ、仲介業者は此機に乗じて汽船會社より手数料として一定數の無料乗船券を要求した。無料乗船券の數は汽船會社自體の思惑より次第に増加し、一汽船會社が苦力を

期致せんと欲し無料で苦力を輸送するのみならず、芝罘大連の航海中は米飯を供すべしとまで廣告するに及んで、始めて運賃協定の問題起り、其結果芝罘から大連まで苦力乗船券一枚墨西哥弗にて一弗八十仙、同じく營口まで二弗八十仙の協定が成立した。之から先は苦力は經濟的考へから徒歩で行く。南滿鐵道の乗車券は約五留を要するからである。近頃南滿鐵道は苦力の乗車を誘致する爲に、運賃を三留までに引下げやうとする意がある。因に寬城子哈爾濱間の運賃は二留二十五哥である。勞働者は哈爾濱まで到着すれば、その先は松花江及び東支鐵道線で、或はポグラニ―チナヤ驛、或は滿洲里驛或は陸路ブラゴウエシチエンスクに向ふため、齊々哈爾濱に行く等雜多である。多數の苦力は又陸路呼蘭府及綏化府に向ふ。叙上の方面以外に、支那人勞働者は琿春或は支露國境を経て露領に入る。一部北滿に残る者もある。

山東省では、黑龍地方、西北利、北滿洲へ出稼人を出さない家庭は絶對にないと斷言することが出来る。

第四章 支那人に關する統計

沿黒龍地方を往返する支那人數の算定は甚だ難事である。徒歩で露領に潛入するものは非常に多い。故に露國の發給した旅券の數、芝罘露國領事の査照した旅券の數、或は東支鐵道及び松花江汽船會社の發賣した乗車券の數若くは支那海關の報告に基づくことは出來るけれども、必ずそれに無登録で出入する支那人の概定數を加算することを忘れてはならない。

芝罘駐在露國領事の報告によると、一九一〇年十月五日附書簡露領行支那人の旅券査照數は左の如くである。

一九〇六年	五四、八八三
一九〇七年	三七、八五七
一九〇八年	二二、六四二
一九〇九年	一五、八六五
一九一〇年九月一日迄	二八、八三一
計	一五五、〇七八人

然し實際入露した支那人の數は遙かに多數であつて、同領事の言によつても、近年直隸及び山東省より大連及營口を經由して北上し、露領に入った苦力の數は三十五萬人に上る。

東支鐵道應商業部の一九一〇年十一月十六日附報告によれば、寬城子驛より哈爾濱及東支鐵道沿線各驛に向け普通貨率で三等及び四等乗客を輸送した人員左の如くである。

年次	三等	四等
一九〇六年	二四、一一五	四四、〇七七
一九〇七年	五五、九三四	一八、〇七一
一九〇八年	四〇、二〇七	二〇、一六七
一九〇九年	二三、二六二	三一、一三八
一九一〇年十月一日迄	七、二五一	三六、九一四
總計	一五〇、七七八	一五〇、三六七

四等乗客の全部及び三等乗客の六割が支那人たることは鐵道従業員の觀察の證明する所であるから、最近五箇年間に哈爾濱へ到着した支那人は二十四萬八百三十五人となる。これに徒歩で來る支那人を合計すれば、芝罘の露國領事の計算した三十五萬人は確實となる。

支那人は哈爾濱から各方面を經由して露領へ入る。即ち、
 (一) 滿洲里驛及び海拉爾驛に至るものは後貝加爾州に入り、露國御料地局の砂金場に働かんとする者である。今寬城子及哈爾濱で發賣した切符の數を見るに

滿洲里驛行

年次	哈爾濱より		寬城子より	
	三等	四等	三等	四等
一九〇六年	八、七八七	二、八八九	一四九	一〇
一九〇七年	四、五三三	八七〇	三二八	二、四五一

年次	海拉爾驛行	
	哈爾濱	寬城子
一九〇八年	二,四三三	九二一
一九〇九年	二,一三九	二,五三三
一九一〇年十月一日	一,七三四	四,三七七
合計	一九,六〇六	一一,五七〇
總計	二,二七二	二,二一五
四等		九一五
合計		一,七三〇

海拉爾驛行

年次	海拉爾驛行	
	哈爾濱	寬城子
一九〇六年	九六三	三六七
一九〇七年	六三三	八
一九〇八年	四〇〇	四六
一九〇九年	六二〇	一〇六
一九一〇年	六一七	一四四
合計	三,二五二	四二八
總計	三,六八〇	二,八三四
三等		五四六
合計		一五五

即ち上期期間に後貝加爾州に向つた三等乗客二萬五千三百九十九人の六割を支那人乗客とすれば一萬五千二百四十人となる。これに四等乗客二萬三千七百八十三人を加ふる時は、支那人乗客總數三萬九千二十三人となる。

(二) 沿海州に向ふ支那人は國境驛まで乗車する。今寬城子及哈爾濱で發賣した切符の數を見るに

年次	沿海州	
	哈爾濱	寬城子
一九〇六年	一〇,〇〇八	二二
一九〇七年	一,四〇四	九四
一九〇八年	六六三	一五九
一九〇九年	五八六	七一
一九一〇年	四三七	一〇
合計	一三,〇九八	三八五
總計	一三,四八一	八,五四一
三等		六三三
合計		二七二

前統計と同様な計算を施す時は、一萬六千六百三十一人の支那人を數ふるに過ぎない。之によつて見ても大低の支那人が、海路浦鹽經由か或は松花江によつて沿海州に入ることが分る。

(三) 黑龍州及び北滿洲へ赴く支那人は、鐵道で齊々哈爾濱まで行きそれから街道を通つて愛理に進む。滿洲の此地方に於ける支那人の移住は微々として振はず、僅かに齊々哈爾濱、布特哈、墨爾根附近の地或は鐵道以南蒙古の地に限るを以て、齊々哈爾濱に向ふ支那人の多數は露領内に向ふ者であると斷

言出来る。

齊々哈爾行切符發賣數は次の如くである。

年次	哈爾濱より		寛城子より	
	三等	四等	三等	四等
一九〇六年	一一,二八〇	一四,三九五	一一,一七八	五七五
一九〇七年	一五,九五六	二六三	四,八〇一	七六一
一九〇八年	七,四二七	二,一五八	三,四五三	二,三五八
一九〇九年	五,七二六	四,五八四	一,三六二	二,六九三
合計	四四,三三六	七,二〇七	二四九	二,八八四
總計	四四,七二五	二八,六〇七	一一,〇四三	九,二七一
三等	五五,七六八		三七,八七八	

四等乗客の内四三七人の支那人は、湖北、湖南兩省の飢民で、支那政府の依頼により特別賃率を以つて輸送せられ、ボルド(布特哈)地方移住を目的とするもの故に齊々哈爾經由黒龍江州に入る支那人の總數は前統計と同様の計算を施す時は九百二人となる。

先に一言して置いた様に、支那人の或者は又松花江の汽船便を藉つて露領に入るが此方面の統計を得るのは甚だ困難である。

登録を始めたのがやつと一九〇七年からで、愈々登録制度を設けたる後と雖も、私設汽船會社が乘

客定員超過の責を恐れて實數を隠すため、實際數を算出することは出来ない。故に東支鐵道廳並に支那稅關で蒐集した報告は當てにはならぬ。登録を避ける爲に支那人が稅關の手前で下船し、陸路稅關を迂回する事實は屢々見る所である。

松花江汽船便による入露支那人は一九〇七年(東支鐵道汽船部統計)四千三百十二人、一九〇八年(同上統計)約一萬二千人、一九〇九年(支那稅關調查)約一萬七千二百十四人、千九百一〇年(東支鐵道汽船部統計)約二萬三千五百五十五人、總計五萬七千八十一人となる。これに一九〇六年の分約一萬四千人を加算すれば、最近五年間松花江汽船便による入露支那人は七萬一千人となる。

今上記の諸統計を基礎に最近五年間の入露支那人數を算出すると、寛城子から哈爾濱へ來たもの約二十四萬人、この中後貝加爾州に行きしもの約四萬人、沿海州に行つたもの約一萬五千人、黒龍江州に行つたもの十四萬人、殘餘の四萬五千人は或は東支鐵道專管地帯内に、或は沿線の都邑に勞働し、或は陸路露境に潜入し、或は監視を避けて汽船で通過したものである。

沿海州の統計では同期間に海路芝罘から又ポセツト經由で浦潮斯德へ來た支那人の數は左の如くである。

一九〇六年	六三,四一七人
一九〇七年	四三,三九一人
一九〇八年	三二,四九一人
一九〇九年	二七,九二〇人
一九一〇年	二七,七六〇人

合計

一九七、八七九人

以上で露領に入り込んだ支那人が約四十万人であることが分る。然し此數字は實際を遠ざかること大である。何となれば沿黒龍地方特に黒龍州には旅券も何も持たずに砂金地に住んで居る支那人が多數居る。前記期間に於ける此種支那人の移住者は十五萬人と見ていい。此數字は芝罘駐在領事の算出數を一倍半したものである。これ露領に入るものは唯に山東及び直隸の支那人のみならず滿洲人もあるからである。

以上の統計を綜合すると、五箇年間に該地方へ來た支那人は約五十五萬人で、毎年平均十一萬人の割合である。但し此結論は世上考へられて居る極東露領の支那人概算と随分逕庭があるが、實際に餘り違さかつてゐないと思ふ。

沿黒龍地方の各種事業に勞働する支那人數の統計は著者の所見を裏書するものである。支那人の露領往返は恰も鳥の春秋に往返するに似て居る。春二三、四月露領に來る支那人は十一月十二月支那の新年の交に生國に歸る。最近五箇年間に支那人の歸國する者の動態統計を示せば次の如くである。

年次	三等	四等
一九〇六年	五三、二一七	三二、七七一
一九〇七年	九四、〇九四	九七八
一九〇八年	五八、八五五	一五、一二七

東支鐵道各驛から寬城子驛に到着したもの

一九〇九年	五〇、一二〇	二四、二四五
一九一〇年	二八、二八〇	一九、五五一
合計	二八四、五二一	九一、六七二

前例によつて三等乗客の六割を支那人とすれば、五箇年間に北方から寬城子に來たもの約二十六萬二千三百八十五人である。此數字は正に露領に來る支那人數に關する上記統計の正確な事を裏書するものである。東支鐵道の乗客移動調査役の觀察に基けば、毎年秋季に生國に歸る支那人の數は、春期露領に來る者の數より少きこと一倍半である。今二十六萬二千三百八十五人を一倍半に増加すれば、約四十萬人であつて、即ち徒歩或は鐵道便で最近五年間に露領に來た支那人の大約數である。支那人の歸國は交通の便ある地方では徒歩で歸るもの極めて稀である。これ露領に在る間彼等が相當な金員を儲けたことこの證據である。馬賊の往來頻繁なるを以て徒歩の歸國は危険である。萬全を期する彼等は四等切符の代りに三等切符を求め、故に三等切符の發賣數は四等切符より遙かに多數である。

寬城子へ到着する支那人は之を左の如く區分出來る。

年次	三等	四等
一九〇六年	一二、八二六	五、三二二
一九〇七年	六、〇七七	五〇七
一九〇八年	三、九九二	二、〇七三

滿洲里驛經由後貝加爾州から來るもの